

愛知県人権施策推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和四年愛知県条例第三号）第十六条第七項の規定に基づき、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員の服務)

第二条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第五条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員四人以上をもって構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第三条第三項及び前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項及び同条第一項から第三項までの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

7 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。